

2012年4月24日 全2頁

# 自己株取得に係る市場規制

## 緩和の延長（12年4月）

金融調査部 制度調査課  
横山 淳

### [要約]

- 現在、相場操縦に関連した自己株式取得規制は、2012年4月30日まで緩和されている。
- それをさらに2012年10月31日まで延長する方針が、4月20日、金融庁から公表された。
- なお、緩和の内容は、(1) 1日の買付数量の上限を、直近4週間の1日平均売買高の25%から100%に引き上げ、(2) 引け前30分間の買付けを可能とするというものである。

### 1. 自己株式取得に係る緩和措置の再延長（12年4月末まで）

○市場安定の観点から、現在、今年（2012年〔平成24年〕）4月30日までの特例として、**自己株式取得に係る市場規制が緩和**されている<sup>1</sup>。

○この緩和措置は、**相場操縦防止の観点から**、金融商品取引法及びその内閣府令により**規定された規制を、暫定的に緩和**するものである（詳細は次頁参照）。

○2012年4月20日、**金融庁**は、この緩和措置を延長して、**2012年10月31日まで延長**する方針を公表した<sup>2</sup>。これに基づき、関係内閣府令の手当が行われ、2012年4月末までに公布される予定である。

<sup>1</sup> この緩和措置については以下のレポート参照。

- ・堀内勇世「自己株取得に係る市場規制の緩和」（2008年10月14日付レポート）
- ・堀内勇世「自己株取得に係る市場規制の緩和の延長の公表」（2008年12月16日付レポート）
- ・堀内勇世「自己株取得に係る市場規制の緩和の再延長」（2009年3月31日付レポート）
- ・堀内勇世「自己株取得に係る市場規制の緩和の延長方針」（2009年7月24日付レポート）
- ・堀内勇世「自己株取得に係る市場規制の緩和の延長方針0910」（2009年10月23日付レポート）
- ・堀内勇世「自己株取得に係る市場規制の緩和の延長方針1001」（2010年1月26日付レポート）
- ・横山淳、堀内勇世「自己株取得に係る市場規制の緩和の延長方針1004」（2010年4月26日付レポート）
- ・横山淳「自己株取得に係る市場規制の緩和の延長方針1007」（2010年7月26日付レポート）
- ・横山淳「自己株取得に係る市場規制の緩和の延長方針1010」（2010年10月25日付レポート）
- ・横山淳「自己株取得に係る市場規制の緩和の延長方針（11年1月）」（2011年1月24日付レポート）
- ・横山淳「自己株取得に係る市場規制の緩和の延長（11年4月）」（2011年4月25日付レポート）
- ・横山淳「自己株取得に係る市場規制の緩和の延長（11年10月）」（2011年10月25日付レポート）

<sup>2</sup> 金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20120420-3.html>）参照。

## 2. 緩和措置の概略

○ここで、**自己株式取得に係る市場規制の緩和**とよばれているものは、以下のような措置のことである。

○上場会社による自己株式取得については、本来、相場操縦防止の観点から、金融商品取引法及びその内閣府令により、大枠、4つの規制が設けられている（金融商品取引法 162 条の 2、有価証券等の取引等の規制に関する内閣府令 16 条～23 条）<sup>3</sup>。それが、現在、我が国株式市場の状況にかんがみ、上場会社による自己株式取得を円滑に行うことができるように、次のような緩和措置が講じられている。

金融商品取引法上の自己株式取得に係る市場規制（本来の規制と緩和措置の比較）

	本来の規制	緩和措置
① 1日の買付数量の上限	<u>直近4週間の1日当たり平均売買高の25%</u>	<u>直近4週間の1日当たり平均売買高の100%</u>
② 買付時間	<u>取引終了時刻の直前30分は禁止</u>	<u>適用せず（つまり、引け前30分間も買付け可能）</u>
③ 買付価格	直近の売買価格を上回らない価格	同左（変更なし）
④ 証券会社数	1日1社の証券会社のみを通じた買付け	同左（変更なし）

○この緩和措置は、現在、2012年4月30日までの時限的な措置とされているが、前述のとおり、**2012年10月31日まで延長する方針**が公表されたのである。

○なお、従来、この緩和措置は「3ヶ月」ごとに延長が行われてきたが、2011年4月の延長の際に、「6ヶ月」の延長が行われた。これは、東日本大震災の影響を踏まえたものと報じられた<sup>4</sup>。今回（2012年4月）も、前回（2011年10月）及び前々回（2011年4月）に続いて「6ヶ月」の延長とされている。

<sup>3</sup> 東証のウェブサイト（[http://www.tse.or.jp/rules/stock/guideline/guideline\\_naikaku.html](http://www.tse.or.jp/rules/stock/guideline/guideline_naikaku.html)）参照。

<sup>4</sup> 2011年4月23日付日本経済新聞など参照。